

次期高齢者総合福祉プラン（素案）の概要

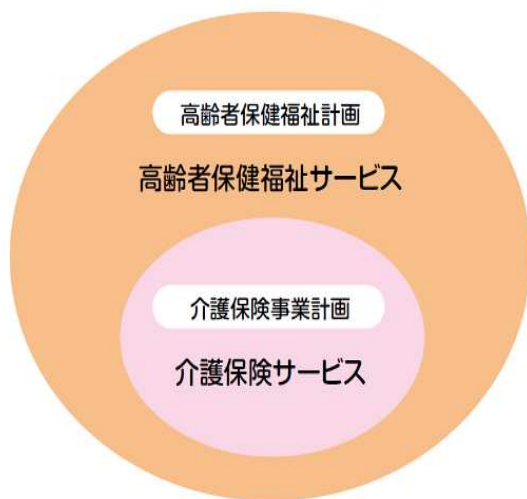
1 高齢者総合福祉プランについて

(1) 計画の位置付け

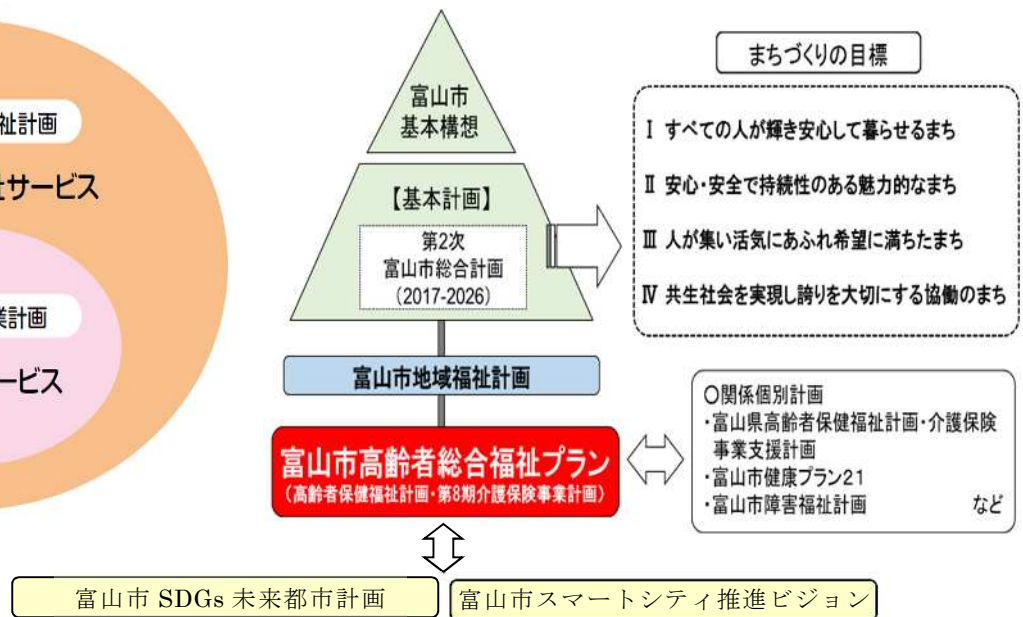
富山市高齢者総合福祉プラン（以下「本計画」という。）は、高齢者福祉全般に関する「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業に関する「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものです。

第9期計画となる本計画においては、第8期計画の進捗状況を検証・分析した上で、地域包括ケアシステムの推進、更にいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、作成することが求められています。

■ 計画の性格



■ 他の計画との関連



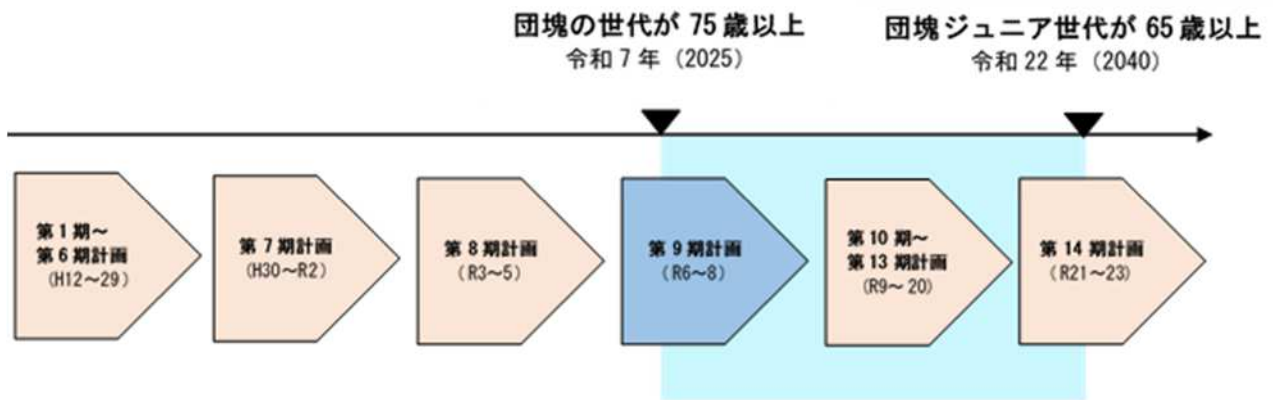
(2) 基本理念

「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」

本格的な人口減少、少子・超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、さらには地域のつながりの希薄化等の社会情勢の変化とあわせ、地域住民が抱える課題は複雑化しています。

このような中、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働により、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく、生きがいや安心感、幸福感を感じながら暮らしを営み、尊厳をもって人生の最期を迎えられる社会の構築を目指します。

(3) 計画期間



※令和22年(2040)を見据えた計画策定が必要

(4) 計画策定に向けた国の動向

令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険法の一部改正が行われました。

また、国からは「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、市町村は、この基本指針に即して介護保険事業計画を策定することとされています。

●「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」のポイント

- ① 介護情報基盤の整備
- ② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- ③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- ④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- ⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

《参考》「第9期介護保険事業計画の基本指針」のポイント

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ・ 地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
 - ・ 医療・介護の連携強化 等
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
 - ・ 総合事業の充実化に集中的に取り組む重要性
 - ・ 地域リハビリテーション支援体制の構築推進 等
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
 - ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
 - ・ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 等

(5) 高齢者総合福祉プランの重点テーマ

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年の地域包括ケアシステムの実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

第9期計画では、第8期計画の重点テーマを深化させ、「『閉じこもり予防』を基本とした、『多様』で『適切』な『切れ目ない』介護予防施策の推進」、「認知症とともに暮らすまちづくりの推進」、「高齢者等の権利擁護支援の推進」を重点的に取り組んでいきます。

重点①「閉じこもり予防」を基本とした、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

《具体的なアプローチ》

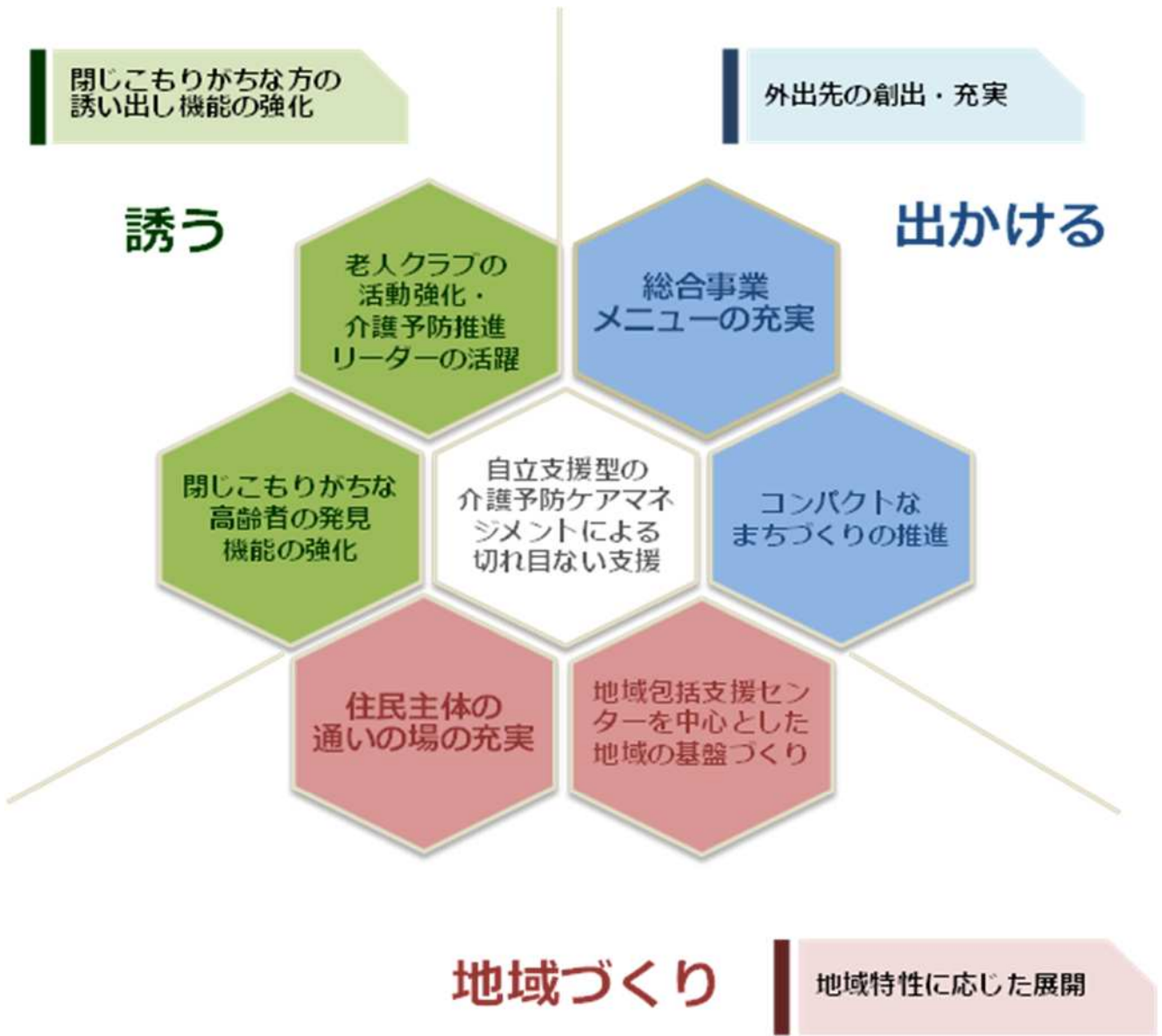
閉じこもり予防に関する取組

- ア 「介護予防把握事業」における「事業対象候補者」への訪問を徹底するほか、「未返信者」への訪問による状況把握に努めます。
- イ 地域包括支援センターを中心に、地域資源の発掘・創出、地域住民への情報提供に取り組めます。
- ウ 住民にとって身近な存在である老人クラブの活動を支援します。
- エ 「介護予防推進リーダー」による活動を支援し、閉じこもりがちな高齢者の発見や誘い出しに取り組めます。
- オ 「介護予防ふれあいサークル」等の「住民主体の通いの場」の充実を図ります。

「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

- ア 「パワーリハビリテーション（事業所委託）」の実施個所数を増やします。
- イ 「楽楽いきいき運動」に取り組む老人クラブを増やします。
- ウ 「口腔ケアサービス」の協力歯科医院を増やします。
- エ 「栄養」に特化したプログラムの追加を検討します。
- オ 疾病予防と生活機能維持の両面から支援できるように保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。
- カ 「従前相当サービス」から「多様なサービス」、「短期集中予防サービス」から「一般介護予防事業」への移行を意識した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施します。
- キ 「おでかけ定期券事業」などにより高齢者の外出を支援するほか、「歩くライフスタイル」への転換を図り、コンパクトなまちづくりと一体となった介護予防施策を推進します。
- ク 「住民主体型通所サービス事業」などにより、行政だけでなく住民を主体とした介護予防も推進します。

【イメージ図】



重点②認知症とともに暮らすまちづくりの推進

《具体的なアプローチ》

認知症に対する正しい理解の促進

ア 認知症を自分事として捉え、認知症とともに生きる「地域共生社会」の推進を目指します。また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、新しい認知症観について普及してきます。さらに、認知症について市民に伝える役割である「認知症キャラバン・メイト」の活動を推進し、認知症に理解を持つ「認知症サポーター」や地域で具体的な活動をしてもらう「認知症サポーター上級者」の養成を促進します。

認知症ケア体制の整備・強化

ア 富山市医師会や地域包括支援センターと連携し、認知症が疑われる方やその家族に「認知症初期集中支援チーム」が認知症の初期支援を包括的かつ集中的に行うことで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。

認知症バリアフリーの推進

ア 認知症の方が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を行うとともに、家族支援として、「認知症家族介護教室」の開催や「認知症カフェ」等の活動を推進し、家族が孤立しないためのサポート体制の充実を図ります。

イ 認知症高齢者に徘徊があっても早期に発見できるよう「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」や「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体」の登録を推進します。また、もしもに備え「認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業」を実施します。

認知症予防対策の推進

ア フレイル予防・介護予防の取組を進めるとともに、認知症に関する講演会や地域における教室・説明会、通いの場等を通じて、認知症予防の観点から活動を推進します。

重点③高齢者等の権利擁護支援の推進

《具体的なアプローチ》

成年後見・権利擁護支援の推進

ア 中核機関であるとやま福祉後見サポートセンターの相談体制の強化をはかります。また、サポートセンターが中心となり、成年後見制度等に関する啓発活動を積極的に実施します。また、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう本人の意向や特性にあった適切な後見人の選任について検討していきます。さらに、申立て費用や後見人の報酬を支払う資力のない方に対して助成等を行い、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に利用できるよう体制を整備していきます。

イ 地域住民が地域住民を支える「地域共生社会」の実現を目指して、本人に寄り添った適切な後見人等を選任する観点から、市民後見人の養成および育成を行います。また、将来的な後見人の担い手不足を解消するため、専門職後見や法人後見等の連携を強化し、市民後見人につなぐ仕組みを構築していきます。

高齢者虐待防止対策の推進

ア 高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を推進していくため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、相談支援を行います。

イ 高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、支援することが大切です。民生委員児童委員等の地区組織や保健・医療・福祉関係機関との連携体制の構築、通報の徹底を図り、早期発見・早期対応できる仕組みを整えます。また、相談体制の充実のために、研修会等を通して相談援助者の専門性や質の向上に努めます。

ウ 虐待を受けた高齢者の権利を守るため、高齢者の立場に立った支援を行い必要に応じて成年後見制度等の利用に結びつけます。

(6) 各基本方針における施策の推進

本計画の基本理念である「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」の実現に向け、次の基本方針に基づく高齢者福祉施策を推進します。

【基本方針1】健康づくりと介護予防の推進

基本施策1：生涯を通じた健康づくり

- 健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進など「一次予防」に重点を置いた対策に取り組むとともに、疾病を早期に発見し、早期に治療する「二次予防」を推進します。
- 健康づくりを効果的に推進するため、個人を対象とした働きかけだけでなく、社会環境の改善にも取り組みます。

施策	主な取組
健康意識の啓発	<p>感染症予防対策の充実 継続</p> <p>日頃から高齢者福祉施設等の職員を対象にした施設内感染を予防する体制の整備や予防対策を実施するよう指導に努めます。</p> <p>さらに、高齢者からの感染症に対する相談体制の充実、感染症法に基づく結核定期健康診断の推進、予防接種法に基づく高齢者へのインフルエンザ、肺炎球菌感染症予防接種の推進を図ります。</p> <p>プラス1,000歩富山市民運動の推進 継続</p> <p>「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を推進する他の施策と連携し、歩くことの習慣化を目指す「プラス1,000歩富山市民運動」を推進します。</p>
疾病の予防及び早期発見・早期治療	
生活習慣改善の推進	
生涯スポーツの推進	

基本施策2：疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防

- 障害や疾病等を抱えながらも日常生活が送れるよう「重症化予防」に取り組めます。
- 保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防に努めます。

施策	主な取組
疾病の重症化予防への早期対応	<p>保健事業と介護予防の一体的実施 継続</p> <p>健診結果や医療費データ、要介護認定データをもとに高齢者一人ひとりの健康状態や地域課題を抽出し、疾病予防と生活機能維持の両面から支援できるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。</p>
二次障害、障害の重度化予防	

基本施策3：高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進

- 社会生活環境の変化や身体機能の低下による不安やストレス、介護疲れなど、高齢期に抱える多くの問題に寄り添い、高齢者の心身のストレスやうつ病等の心の変調に適切に対応します。
- 悩んでいる人を早期に発見し、相談に応じることで、うつ病対策や自殺予防対策に努めます。

施策	主な取組
心の健康づくりの推進	高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成 継続 高齢者の心の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、地域等における高齢者の心の健康づくりに取り組むとともに、身近にいる人の心の変化に気づき、相談につなげる人材（ゲートキーパー）を養成し、悩んでいる人を早期発見、早期対応することにより、自殺予防対策に努めます。
自殺対策の推進	

基本施策4：フレイル予防・介護予防の推進

- 早期かつ適切な介護予防事業の介入により「フレイル予防」に取り組みます。そのために、「閉じこもり予防」を基本とした「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進します。
- 適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスを提供することにより、機能の維持・向上を目指します。
- 高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護予防運動の推進や介護予防ふれあいサークルの育成支援など、地域ぐるみの介護予防を推進します。
- 介護予防の拠点施設である「角川介護予防センター」を中心に介護予防推進体制の強化を図ります。

施策	主な取組
介護予防推進体制の強化	介護予防推進体制の強化 拡充 「閉じこもり予防」を基本とした介護予防施策の充実を図るとともに、有識者会議等の意見を反映させながら、介護予防推進体制を強化します。 また、身近な地域で自主的に介護予防に取り組むことができるよう、新たな拠点づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、既存の通いの場の活動自粛や参加者の減少に対し、活動再開や参加率向上に向けた取り組みを進めます。
	「閉じこもり予防」の実施 継続 「介護予防」の基本となる「閉じこもり予防」に重点を置き、①対象者の発見、②対象者の誘い出し、③外出目的となる活動とその「場」づくりを、住民にとって身近な存在である老人クラブ等や地域包括支援センターを中心に取り組みます。
	介護予防施策の充実 継続 要支援及び要介護状態となるおそれのある高齢者の早期発見に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が閉じこもらず、自主的に地域で活動を継続できるように、介護予防ケアマネジメントを実施し、一人ひと

<p>地域ぐるみの介護予防の推進</p>	<p>りに合ったケアプランに基づき、「適切」な介護予防に関する事業につなぐことにより、機能の維持・向上を目指します。</p> <p>また、介護予防教室、パワーリハビリテーションに加え、「口腔ケアサービス」や地域の多様な主体によるサービスを提供し、高齢者にとって、より効果的な事業の実施に努めます。</p> <p>住民主体の通いの場の充実 継続</p> <p>住民等が主体となって運営する通いの場づくりの機運を醸成するとともに、要支援者等を対象とした住民主体型通所サービスの運営を支援します。</p>
----------------------	---

基本施策5：地域を支える多様な担い手への支援

- 健康づくりに関わるボランティアを育成し、その活動を支援します。
- 地域の関係団体と協働して健康づくりを推進し、地域を支える多様な担い手を育成し、市民の健康を守る環境づくりに取り組みます。
- 高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいを持って元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供について検討します。

施 策	主な取組
<p>健康づくり機能の強化</p>	<p>地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進 継続</p> <p>地区の各種団体の代表者で構成する「地区健康づくり推進会議」を、市内全地区で開催し、地区の健康課題の解決に向けて取り組みます。</p> <p>また、地区の健康づくり活動を紹介し、市民と意見交換する「まちぐるみ健康づくり交流会」を開催し、市民との協働による地域に根ざした健康づくりを推進します。</p>

【基本方針2】生きがいつくりと社会参加の推進

基本施策1：元気な高齢者と地域活性化の推進

- 高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、趣味やスポーツ・文化活動及び生涯学習に対する支援を行います。
- 老人クラブ及び町内会活動等の発表の場・交流機会の充実、高齢者雇用の推進や外出機会の創出など、多様な施策の推進に努めます。

施策	主な取組
多様な学び・生きがいつくりの場の提供	<p>スマートフォンの活用推進 新規</p> <p>高齢者を対象としたスマートフォンの基礎的な使い方を学ぶ講座や、日常が豊かになる便利な使い方をまちなかを散策し楽しみながら学ぶ教室などを実施し、スマートフォンの活用により暮らしを豊かにするための支援を行います。</p> <p>老人クラブ活動の活性化・充実 継続</p> <p>老人クラブは、地域における社会奉仕活動、教養活動、健康増進活動などを通して、高齢者の生きがいと健康づくりに果たす役割が大きく、ゆとりある地域社会づくりに大いに貢献されていることから、今後とも、広報啓発活動などを通じてイメージアップや会員募集に努めるほか、老人クラブの活性化を支援し、活動内容の充実を図ります。</p>
地域での社会活動の推進	
ボランティア活動の推進	
就業機会の充実・就労活動の推進	
発表の場・交流機会の充実	
高齢者のふれあいの場の確保	
高齢者の外出機会の創出	
高齢者福祉の情報提供の推進	

基本施策2：市民意識の啓発

- 市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、地域と共に支え合い、助け合うまちづくりを目指して、福祉意識の醸成や福祉教育等を推進します。
- 高齢者が尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、福祉施策を通じた敬老意識を高める取組みを推進します。

施策	主な取組
福祉教育の推進	<p>福祉教育の推進 継続</p> <p>家庭、地域の人々が連帯・協力していくことが重要であることから、地元の高齢者とのふれあいを深める「世代間交流事業」を幼児期から実施します。</p>
敬老意識の啓発	

基本施策3：世代間交流の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、世代間の交流事業を推進し、世代や地域を越えて活発に交流し合える地域づくりに努めます。

施策	主な取組
世代間ふれあい活動の推進	<p>孫とおでかけ支援事業 継続</p> <p>祖父母と孫（曾孫）と一緒に市の施設に来館されると、入園料・入館料が無料になる事業を実施し、高齢者の外出機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるよう努めます。</p>

【基本方針3】 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

基本施策1：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組みを一層推進します。
- 地域の課題を分析し、地域における様々な資源の活用を促すことで、自助、互助、共助、公助の観点から、互いに連携し、支え合う仕組みの維持・充実を図ります。

施 策	主 な 取 組
地域ケア推進体制の整備	<p>地域包括支援センターと地域の居宅介護支援事業者等との連携強化 拡充</p> <p>法改正により、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で指定介護予防支援事業者の対象が居宅介護支援事業者にも拡大されます。</p> <p>このことから、地域包括支援センターの負担軽減につなげるとともに、サービスの質の維持向上を図るため、地域包括支援センターと地域の居宅介護支援事業所等との連携の強化に努めます。</p>
地域ふれあい・助け合い・支えあいの推進	<p>地域ケア会議の推進 継続</p> <p>高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある、その人らしい生活が継続できるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。</p> <p>まちなか総合ケアセンターにおける地域包括ケア体制の推進 継続</p> <p>在宅で受けられる医療や生活に必要な支援、子育て世代や障害者等に対する行政サービスを一元的・包括的に提供する多世代・多機能型の地域包括ケア拠点施設として、地域住民が安心して健康に生活できる健康まちづくりを推進します。</p> <p>地域共生社会の推進 継続</p> <p>既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では解決できない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、対象の属性を問わない相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用し、地域共生社会の推進を図ります。</p>

基本施策2：日常生活支援サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が在宅で生活する上で必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援します。
- 高齢者の日常生活圏での移動支援や、外出促進に向けた施策に取り組みます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービスの充実を検討するとともに、より効果的な事業となるよう現行の取組みを見直していきます。

施策	主な取組
在宅福祉サービスの推進	<p>質の高いサービスの効果的な提供の促進 継続</p> <p>総合事業の取組を推進するとともに、地域の課題や資源を踏まえて事業を評価し、新たなサービスの検討も含め、総合的に高齢者を支援する体制の構築を目指します。</p>
外出支援サービスの推進	<p>福祉施策としての外出支援の推進 拡充</p> <p>高齢者が地域で元気で自立した生活を続けることができるよう、日常生活圏での移動支援や外出促進に向けた施策に取り組みます。</p> <p>また、要介護状態等により、日常的に車椅子を利用している方など、公共交通機関を利用することが困難な方の通院や社会参加等を支援するため、富山市高齢者移送サービス事業の充実や、福祉有償運送事業を行うNPO等の運営の支援をするとともに、タクシーを利用した外出支援タクシー券（おでかけタクシー券）事業に取り組みます。</p>

基本施策3：地域医療及び在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24時間体制の在宅ケアなど、高齢者に対する医療サービスを充実します。
- 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護連携に関する協議や研修等を通じて、職種間の相互理解と情報共有について支援します。

施策	主な取組
地域医療体制の整備	<p>在宅医療・介護連携の推進 継続</p> <p>高齢者が必要な医療・介護を受けて、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。</p>
在宅医療・介護連携の推進	

基本施策4：認知症とともに暮らすまちづくりの推進

- 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進します。
- 認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。
- 地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。
- 認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、「認知症初期集中支援チーム」の設置など、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図ります。

施 策	主な取組
認知症に対する正しい理解の促進	<p>市民への啓発活動の推進 拡充</p> <p>広く市民への認知症の理解や新しい認知症観を広げるために、地域での説明会の開催や世界アルツハイマーデーのある9月を認知症月間とし、講演会や認知症に関する取り組みを紹介するなどの啓発活動を行い、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めます。</p> <p>また、認知症に関する相談窓口を広報紙やホームページで周知し、市における認知症ケアパスを掲載した「富山市認知症ガイドブック」を活用する等、啓発活動を推進します。</p>
認知症ケア体制の整備・強化	<p>本人を起点とした地域づくりの推進 新規</p> <p>認知症ご本人から、日常生活で必要に感じることや希望を聴くためのインタビューや本人同士が語り合う「本人ミーティング」を行います。そのような場を通して、ご本人の視点から生活のあらゆる場面で障壁となっている事柄を具体化し、その障壁を減らしていくための認知症施策の企画・立案に反映します。</p> <p>また、認知症カフェや地域のサークル活動等に「認知症サポーター上級者」が積極的に関与する仕組みを構築し、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制を強化します。</p>
認知症バリアフリーの推進	
認知症予防対策の推進	

基本施策5：高齢者等の権利擁護支援の推進

- 認知症高齢者や知的障害又は精神障害のある方のうち、判断能力が不十分な方を対象として行う、福祉サービスの利用に向けた支援や市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進します。
- 地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進します。

施策	主な取組
成年後見・権利擁護支援の推進	<p style="text-align: right;">拡充</p> <p>成年後見制度の推進</p> <p>成年後見制度は、認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方に対し、後見人等が本人に代わって財産管理や介護・福祉サービスの利用契約を行うことで、本人の権利と財産を守る制度です。</p> <p>平成12年（2000）の制度施行以来、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加も影響して申立件数は増加しています。しかし、成年後見制度の利用を必要としている高齢者や障害者の方が大勢いる中で、実際の利用につながっている人は極めて少ないと推測されます。</p> <p>そのため、中核機関であることやま福祉後見サポートセンターの相談体制の強化を図り、また、より多くの方に成年後見制度や権利擁護支援について知っていただくためにパンフレットの作成や出前講座、講演会等の広報活動を積極的に実施します。</p> <p>さらに、住み慣れた地域で本人らしい生活が継続できるよう本人の意向や状況にあった適切な後見人等の選任についても検討していきます。</p> <p>加えて、その他、申立てのできる身寄りがない、申立てをしても後見人等への報酬を支払う資力がない等の状況でお困りの方に対しても、申立て支援や報酬費用の助成等を行い、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に利用できる体制を整備していきます。</p>
高齢者虐待防止対策の推進	<p style="text-align: right;">拡充</p> <p>市民後見人の育成・活躍支援</p> <p>認知症やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、本人の親族が成年後見人に就任する割合が低下しており、今後は親族以外の第三者が成年後見人に選任される割合がより増加すると見込まれています。</p> <p>このことから、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人だけではなく、地域住民が地域住民を支えるという観点から、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の養成および育成を行います。また、それに合わせて市民後見人の活動をサポートする体制づくりにも取り組みます。そして将来的な後見人の担い手不足を解消するため、専門職後見や法人後見等の連携を強化し、市民後見人につなぐ仕組みを構築し、地域に密着した権利擁護支援体制を構築していきます。</p>

【基本方針4】コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

基本施策1：コンパクトなまちづくりと利便性向上への取組み

- 必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護サービス等が享受できる、すべての人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進に努めます。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進めます。
- 公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努めます。

施策	主な取組
「お団子と串」の都市構造の構築	<p>おでかけ定期券事業 継続</p> <p>市内在住の65歳以上の高齢者を対象として、市内各地から中心市街地へおでかけする際に、路線バス、電車、路面電車が100円で利用できる「おでかけ定期券」を発行することにより、公共交通のサービス向上に取り組み、高齢者の外出を促進します。</p> <p>中山間地域でのオンライン診療・服薬指導実証実験事業の実施 新規</p> <p>中山間地域における通院負担の軽減や医療資源の効率化を図り、中山間地域住民の健康増進に寄与する試みとして、中山間地域オンライン診療・服薬指導実証実験を実施します。</p>
中心市街地の活性化	
公共交通機関の利便性向上	
歩きたくなるまちづくりの推進	
スマートシティの推進	

基本施策2：バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

- あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。
- ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行者空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

施策	主な取組
バリアフリーのまちづくりの推進	<p>緑化の推進 継続</p> <p>身近な環境の中に、人の心をなごませる花と緑を増やすため、市民・事業者・行政が一体となった持続性のある取組を進めます。</p> <p>また、市民自らが緑豊かなまちづくりを考え、実行する市民主体の緑化活動を推進するとともに、リーダーとなる人材の育成や、花のあるまちづくり推進を支援します。</p>
安心して通行できる快適な歩行空間の確保	
緑化の推進と公園の整備	

基本施策3：安心できる住まいの確保

- 安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討していきます。

施策	主な取組
多様な住まいへの支援	多様な住まいへの支援 継続 軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に対し、適切な指導・支援を行い、質の確保に努めるとともに、需要に合わせた供給促進を図ります。
住宅改造資金支援体制の充実	高齢者向け賃貸住宅の供給促進 継続 高齢者が安心して暮らすことができる居住環境を整備するため、歩いて暮らせる利便性の高い地域で民間事業者が建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し、地域優良賃貸住宅供給促進制度による支援を行い、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給を促進します。
生活支援型施設の整備	

基本施策4：総合的な安全対策の強化

- 地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民との協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。

施策	主な取組
交通安全対策の推進	避難行動要支援者支援の推進 継続 避難行動要支援者が地域の中で支援を受けることができる環境を平素から整備し、いざ災害が発生すれば地域の支援者などから、災害時の情報提供や避難の手助けを受けて、安全に避難する仕組みづくりを推進します。
地域の連携で支える雪対策等の推進	
災害対策の推進	自主防災組織の育成等 継続 地域を主体とした活動を推進するため、一人ひとりが災害に対する備えや災害時の初期対応を迅速に進めることのできる地域ぐるみの防災対策を確立することが重要です。 このため、防災意識の向上を図るとともに、お互い顔の見える防災組織（自主防災組織）の結成を促し、その育成に努めます。
防犯・消費生活対策の推進	河川水位監視システムによる河川の水位観測情報等の公開 新規 市民が自主的に浸水被害軽減のための対策を実施するための支援として、センサーネットワークを利用した河川の水位観測情報や雨量情報を公開し、災害対策に向けた市民の自助・共助を促します。

【基本方針5】 介護保険事業における保険者機能の強化

基本施策1：安心の介護を提供するために

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言修正】</p> <p><u>高齢者人口がピークを迎える令和22年度（2040）を見据え、</u>介護の必要な方が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、<u>地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、</u>保険者として介護保険制度の健全で適正な運営に取り組みます。そのため、介護給付の適正化、介護人材の確保、事業者・介護者への支援及び介護保険制度の啓発等に努めます。</p>	<p><国の動向への対応></p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2040年頃には、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。 ●第6期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、2040年等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備すること。

（1）介護保険制度の円滑な実施

⑤介護給付費適正化事業の推進

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言修正】</p> <p>適切な介護給付がされるよう、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の指導に努めるとともに、富山県国民健康保険団体連合会から提供される支払情報等の帳票を活用し、<u>ケアプランの点検や住宅改修の点検、福祉用具貸与等の調査のほか、医療情報との突合・縦覧点検を行います。</u></p>	<p><国の動向への対応></p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要である。このため、第九期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合といったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとしたところである。

(3) 事業者への指導・支援

① 事業者への指導等

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言追加】</p> <p>制度及び基準等に基づく適正なサービス提供と報酬請求が行われるよう、講習会等による集団指導及び事業所における実地指導並びに監査等により、指導監督を行います。</p> <p>また、事業所運営の透明性を高めるとともに、利用者のサービス選択の指標として、事業者のサービスの内容や運営状況及び財務状況に関する情報公開を働きかけます。</p>	<p>＜国の動向への対応＞</p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要である。加えて、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。</p>

② 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 新規

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p> <p><u>事業所から報告された事故状況を適切に分析し、必要に応じて介護現場に対する指導・助言を行うことや、分析結果を公表すること等により、利用者の安全性の確保やサービスの質の向上に努めます。</u></p>	<p>＜国の動向への対応＞</p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行うことが重要である。</p>

⑤介護情報基盤の活用推進 **新規**

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p> <p><u>医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、介護情報基盤の活用を推進し、必要な情報の収集及び各方面との円滑な情報共有を図ります。</u></p>	<p><国の動向への対応></p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●令和5年の法改正により、介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられており、市町村においては、地域の実情に応じた介護保険事業計画の策定等への活用が想定されている。今後、各市町村において、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが更に求められる。</p>

基本施策2：介護サービスの基盤整備

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言追加】</p> <p>介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進します。整備にあたっては、<u>中長期的な地域の人口動態や日常生活圏域の特性を踏まえつつ</u>、地域バランスを考慮し、特に医療依存度の高い中重度者や今後増加が予想される認知症高齢者に対応可能な介護サービスや、<u>居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応する複合型サービスを中心に</u>整備していきます。</p> <p>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が適正な介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、設置状況や利用状況等を勘案して介護サービスの整備を進めます。</p>	<p><国の動向への対応></p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●介護保険事業の運営主体である市町村は、2040年等の中長期を見据えて、第九期に必要なサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計することが重要である。</p> <p>●様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも重要である。</p>

(2) 基盤整備の目標値（第9期（令和6～8年度））の設定

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言更新】</p> <p>サービス区分及び整備数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 3事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護 1事業所 ・ 認知症対応型共同生活介護 2事業所（36床） ・ 特定施設入居者生活介護 40床程度 <p>※介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、本市が人口当たりの整備率が高いこと（R3.10.1日現在の人口10万人当たりの床整備状況について、中核市平均784床に対し本市1,121床）及び給付増などのバランスを考慮し、床数を増やさないこととします。</p>	<p>＜国の動向への対応＞</p> <p>第9期整備予定の内容に即した記載に修正</p>

⑤ 複合的な在宅サービス基盤の整備 新規

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p> <p><u>居宅要介護者の様々な介護ニーズに対し柔軟に対応できるように、既存資源を活用し、複数の在宅サービスを組み合わせ提供する複合的な在宅サービスを、地域の実情に合わせて整備していきます。</u></p>	<p>＜国の動向への対応＞</p> <p>「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも重要である。</p>

※「基本施策3：介護保険事業のサービス利用量の見込み」及び「基本施策4：「介護保険の事業費等の見込み」については、令和6年1月中旬頃に公表される予定の介護報酬改定案を受けて作成するため、今回の素案については記載していない。